

会員通知 第33号
平成20年 3月28日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備
に係る「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、平成20年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、平成20年4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」（「金融商品取引法」（以下「金商法」という。）を含む。）（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うとともに、上場規則の実効性確保に係る対応として、上場廃止基準に抵触しない程度の重大な上場規則違反が認められた上場会社の継続管理をより充実させる観点から、本則市場及びアンビシャスとは市場表示を分離した「特設注意市場」を新設するとともに、投資者へ上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点から、現行の「監理ポスト」等の呼称を見直すなどの対応を図るものです。加えて、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応

(1) 「有価証券報告書等」の定義の見直し

- ・上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとします。

(2) 新規上場申請者の提出書類の見直し

- ・新規上場申請者は「上場申請のための四半期報告書」（当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。）を提出することとします。

(3) 適時開示の取扱い

- ・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。
 - a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合
 - b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合

(4) 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い

- ・四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とします。

(5) 四半期報告書の提出遅延への対応

- ・四半期報告書（四半期レビュー報告書を含む。）の提出遅延に対する上場制度上の取扱いは、現行の有価証券報告書等における取扱いと同様とします。

(6) アンビシャス上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止

- ・アンビシャス上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施している、本所が定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。

2. 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応

(1) 新規上場申請における提出書類の見直し

- ・国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。

(2) 適時開示の取扱い

上場会社は、内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合、直ちにその内容を開示することとします。

※ 平成20年2月27日公表の制度要綱では、経営者が内部統制報告書に「重要な欠陥」等を記載する場合に適時開示を求めることとしておりましたが、行政においても今後必要に応じて評価基準等の見直し等を行う旨が表明されるという状況にもあり、現状においては評価のレベル感に相当のばらつきが想定され、制度導入当初から適時開示を求めることは、かえって投資者の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねないと考えられることから、当該開示の実施時期については、今後の制度の実施状況等を見ながら検討していくこととします。

3. 金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応

- ・上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。

4. 有価証券報告書等の提出遅延への対応

- (1) 有価証券報告書又は四半期報告書（これらに添付すべき監査報告書等を含む。以下同じ。）が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととします。

(2) 有価証券報告書又は四半期報告書を法定期限経過後 1 か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、本所が別に定める場合については当該期間を 3 か月に延長することとします。

5. 特設注意市場銘柄の指定等

(1) 上場会社が以下のいずれかに該当して上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大とはいえないと認められ上場廃止に至らない場合において、内部管理体制等について改善を求める必要性が高いと認めるときは、投資者へ注意喚起する観点から、本則市場及びアンビシャスとは市場表示を分離した、特設注意市場に指定することができるものとします。

- a 有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合
- b 財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合
- c 上場契約等について違反を行った場合
- d その他公益又は投資者保護の観点から上場廃止のおそれがある場合

(2) 特設注意市場へ指定された上場会社は、指定から 1 年経過後速やかに内部管理体制等の状況について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）を提出するものとします。

(3) 内部管理体制確認書の内容等に照らして、特段の問題が認められない場合には、特設注意市場からの指定の解除を行うものとします（引き続き問題が認められる場合には、毎年、内部管理体制確認書を提出するものとし、本所において指定の解除に係る確認を行います。）。

(4) 特設注意市場への指定が継続している銘柄については、内部管理体制確認書の提出が 3 回目となる場合で、当該確認書の内容等に引き続き問題が認められるときは、上場廃止するものとします。

6. 監理ポスト及び整理ポストの呼称の見直し

(1) 現行、上場銘柄の「監理ポスト」への割当てについて、割当て事由の内容に基づき、以下のとおり呼称を変更することとします。

- a 以下の上場廃止事由への該当のおそれがあるものとして実質的に当該状況を本所が審査中である銘柄を対象に「監理銘柄【審査中】」へ指定することとします。
 - (a) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
 - (b) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
 - (c) 上場会社が上場契約等について重大な違反を行った場合
 - (d) 前 (a) から (c) までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の

上場廃止を適当と認めた場合

- b 前aに掲げる事由以外の上場廃止事由への該当のおそれがあるものとして形式的に当該状況を確認中である銘柄を対象に「監理銘柄【確認中】」へ指定することとします。
- (2) 現行の整理ポスト制度においても呼称を変更し「整理ポスト」割当てを行う上場銘柄については、「整理銘柄」へ指定することとします。

7. 売買単位の集約に向けた対応

- (1) 新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が本所に上場する場合を除く。）には、単元株式数が100株であることを求めることとします。
- (2) 上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとします。

8. その他

その他所要の改正を行います。

9. 施行日

- ・平成20年4月1日から施行します。
- ・金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応、有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとします。
- ・金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応については、施行日以後に開始する事業年度から適用します。
- ・施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書の提出遅延に係る適時開示並びに監理銘柄（確認中）及び整理銘柄への指定については、実務の状況を勘案して、改正後の適時開示及び指定に係る期限からそれぞれ15日延長して適用することとします。

以 上

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備
に係る「業務規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1.	業務規程の一部改正新旧対照表	1
2.	有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3.	株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	7
4.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	11
5.	株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	16
6.	優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	19
7.	債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	20
8.	転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	24
9.	日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	25
10.	有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	27
11.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	28
12.	監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	29
13.	呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	40
14.	呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	41
15.	制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	42
16.	有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	43
17.	株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	48
18.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	50
19.	株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	56
20.	債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	59
21.	日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	60

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第8条 削除</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(監理ポスト及び整理ポスト)</u></p> <p><u>第8条 監理ポスト及び整理ポストに関し必要な事項については、本所が規則により定める。</u></p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p><u>(8)の3 新規上場申請に係る株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)</u>について、上場時における<u>単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号及び第8号の3に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第5号及び第8号の3に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号<u>まで</u>に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第5号<u>まで</u>に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、</p>

次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからdまでに規定する書類については各2部、eからiまでに規定する書類については各1部。

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

i 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) ～ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする。(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ)

次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからcまでに規定する書類については各2部、dからgまでに規定する書類については各1部。

a・b (略)

(新設)

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

(新設)

(6) ～ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 1年を1事業年度とする新規上場申請者について、上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度が開始した日以後6か月に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」

(2) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合
当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合
当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(2) 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合
当該事業年度に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」（アンビシャスへの新規上場申請者にあつては、当該「上場申請のための有価証券報告書」及び翌事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類）

(3) アンビシャスへの新規上場申請者である場合において、次のa又はbに該当するとき
当該a又はbに規定する書類

a 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書面

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書面

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査又は中間監査（第6項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」又は「中間監査概要書」各1部を提出するものとする。

業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。)各1部を提出するものとする。

9～12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第6項、同条第7項、同条第8項及び第6条の4第2号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第5項第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第2項第8号の3、同条第3項各号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

9～12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>四半期会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>四半期連結会計期間</u>の<u>四半期財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、<u>四半期報告書</u>並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>四半期会計期間</u>及び連結会計年度における<u>四半期連結会計期間</u>の<u>四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」(特定事業会社にあつては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」を含む。)が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d <u>新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するも</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>中間会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>中間連結会計期間</u>の<u>中間財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>中間会計期間</u>及び連結会計年度における<u>中間連結会計期間</u>の<u>中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

のでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8) (略)

(8) の 2 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）ただし、本所が別に定める場合は、この限りでない。

(9) ~ (11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度（株式会社として設立された後、2か年を経過していない場合は、設立後に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度）の財務諸表等又は最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間若しくは連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」

(8) (略)

(9) ~ (11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度（株式会社として設立された後、2か年を経過していない場合は、設立後に終了する各事業年度及び各連結会計年度）の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていない

を行っていないこと。

b (略)

c 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び「上場申請のための四半期報告書」に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

d 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。

（a）最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

（b）最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第7号a及びc、第6条第1項第4号a及びcの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第1項第7号d、第6条第

こと。

b (略)

c 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び「上場申請のための半期報告書」に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等有
用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(新設)

1 項第 4 号 d の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 改正後の第 4 条第 1 項第 8 号の 2（第 4 条第 2 項、第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 条第 2 項による場合を含む。）の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a d (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a f 財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a g～a i (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は<u>四半期会計期間</u>の末日における時価額（当該日の金融商品取引所</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a d (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a f 財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a g～a i (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は<u>中間会計期間</u>の末日における時価額（当該日の金融商品取引所に</p>

における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r・rの2（略）

s 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関

における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r・rの2（略）

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。

する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

u の 2 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

3 (略)

4 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第6項の規定に準じて開示を行うものとする。

5～6 (略)

(本所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公

(新設)

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

4 アンビシャスの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

5 (略)

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

7～8 (略)

(本所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認

認会計士等であった者を含む。次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第4条の5 上場会社は、有価証券上場規程第6条の5に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

第8条 削除

(単元株式数の変更等)

第12条の5 上場株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議(委員会設置会社については、執行役の決定を含む。)を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

付 則

会計士等であった者を含む。次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第4条の5 上場会社は、有価証券上場規程第6条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第8条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。)又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号a e及びa f、同条第2号q、s、t及びu、同条第3号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第2号uの2の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の第8条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第2号tの規定の適用については、同t中「法第24条の4の7第1項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは「法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日の翌日から起算して15日を経過する日まで」とする。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>を、法第24条第1項又は<u>法第24条の4の7第1項</u>に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、<u>四半期レビュー報告書</u>については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨(特定事業会社の場合にあっては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示しない意見</u>」又は「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載され、かつ、</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>を、法第24条第1項又は<u>第24条の5第1項</u>に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、<u>中間監査報告書</u>については「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合</p>

その影響が重大であると本所が認めた場合

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第6条の4若しくは第11条の3第6項又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなる事となった場合

(13) ~ (19) (略)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第3条の4 上場株券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場株券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及指定解除)

第3条の5 本所は、上場会社が第2条第11号、第12号又は第19号に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定さ

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第6条の3若しくは第11条の2第6項又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなる事となった場合

(13) ~ (19) (略)

(新設)

(新設)

れている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

4 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号及び第11号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 本所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割当てられている銘柄を、第3条の4の改正規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定するものとする。
- 4 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第10号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の4 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、<u>有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。))の規定により、<u>同項に定める確認書を提出している場合に</u>あっては、当該<u>確認書の写し</u>を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の4 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、<u>有価証券報告書又は半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>に、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))<u>又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している</u>場合にあっては、当該<u>書面の写し</u>を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のa又はbに該当する場合</u></p> <p>a <u>上場社債券の発行者が上場会社である場合</u></p> <p><u>発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。))まで若しくは第19号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。))のいずれかに該当した場合</u></p> <p>b <u>上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合</u></p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。))まで若しくは第19号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。))のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。))までのいずれかに該当した状態となっ</u></p>

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき

イ 株券上場廃止基準第2条第6号から第9号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第11号aのいずれかに該当した場合

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10号に規定する場合）

ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条

たと本所が認めた場合

第11号bに規定する場合)

2 (略)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第9条 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の4、第7条第1項第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第

2 (略)

(新設)

(新設)

7条第1項第2号bロの規定の適用については、
同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」
と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」
とする。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</u></p> <p><u>第4条の2 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知されるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知されるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。</u></p> <p><u>(特設注意市場銘柄の指定及び解除)</u></p> <p><u>第4条の3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p>
<p>2 (略)</p> <p>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</p> <p><u>第10条の2 受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>3 受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、本所が定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第14条から第16条まで</u> 削除</p>	<p><u>第14条、第15条</u> 削除</p>

<p>(削る)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(監理ポスト及び整理ポスト)</u></p> <p><u>第16条 受益証券の監理ポスト及び整理ポスト</u> <u>に関し必要な事項については、本所が定める。</u></p>
--	--

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 信用取引残高の日々公表</u></p> <p><u>(特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</u></p> <p><u>第2条の2 本所は、株券上場廃止基準3条の5に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時(監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後30分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後30分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>監理<u>銘柄</u>及び整理<u>銘柄</u>に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>監理銘柄及び整理銘柄への指定</u>に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 <u>削 除</u></p> <p>(監理銘柄、整理銘柄への指定) 第3条 <u>監理銘柄又は整理銘柄への指定</u>は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。 a <u>監理銘柄への指定</u> 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を<u>監理銘柄に指定</u>することができる。<u>この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</u> (a)～(h) (略) (i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>について、次のいずれかに該当</p>	<p>監理<u>ポスト</u>及び整理<u>ポスト</u>に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>業務規程第8条の規定に基づき、監理ポスト及び整理ポスト</u>に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(<u>監理ポスト及び整理ポスト</u>) 第2条 <u>本所は、上場廃止となるおそれがある銘柄又は上場廃止が決定された銘柄について、その事実を投資者に周知させるため、上場廃止となるおそれがある銘柄については監理ポストに、上場廃止が決定された銘柄については整理ポストに割り当てることができる。</u></p> <p>(<u>監理ポスト、整理ポストへの割当て</u>) 第3条 <u>監理ポスト又は整理ポストへの割当て</u>は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。 a <u>監理ポストへの割当て</u> 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を<u>監理ポストに割当て</u>る。 (a)～(h) (略) (i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p>

した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までにやっているとき。

ロ (削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(j) ~ (n) (省略)

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。))にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までにやっているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(j) ~ (n) (省略)

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。))にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（b）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) (略)

(a) の 2 優先株特例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(a) の 3 ・ (b) (略)

(c) 当該優先株の発行者が発行する普通株が監理銘柄に指定された場合

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号（株券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（f）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(a) の 2 優先株特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(a) の 3 ・ (b) (略)

(c) 当該優先株の発行者が発行する普通株が監理ポストに割り当てられた場合

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号（株券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

する。

(a) 上場債券の発行者の発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)間で、(e)の2、(k)の2から(m)の2までの規定により監理銘柄に指定されることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項、第24条の5の第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ (削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止

(a) 上場債券の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)間で、(e)の2、(k)の2から(m)の2までの規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止

基準の取扱い1.(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(13) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2) iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄(審査中)に指定されている場合又は(a)若しくは(g)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第

基準の取扱い1.(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(13) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2) iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理ポストに割り当てる。

(新設)

1項第1号に該当するおそれがあると本所が認めた場合

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合

(c)～(g) (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が

(a) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b)～(f) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度

定める日までとする。

(a) ~ (c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(i)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) ~ (b) (略)

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日の翌日から優先株に関する特例の取扱い3.(4)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理指定への指定期間

監理指定への指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理

本所が定める日までとする。

(a) ~ (c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(i)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(i)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2、(m)の2及び(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) ~ (b) (略)

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日の翌日から優先株に関する特例の取扱い3.(4)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理

銘柄への指定期間と同一とする。ただし、同号 a の (a) 本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条又は第 8 条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) ~ (f) (略)

(g) 前条第 3 号 a の (g) の場合

同 (g) イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同 (g) ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 5. (2) の a、b、d、f、g 又は h に定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の (a) から (g) までに定めるところによる。

(a) 前条第 4 号 a の (a) の場合には、本所が必要と認めた日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項第 1 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第 4 号 a の (b) の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(c) 前条第 4 号 a の (c) 場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 2 号に

ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号 a の (a) 本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条又は第 8 条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) ~ (f) (略)

(g) 前条第 3 号 a の (g) の場合

同 (g) イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同 (g) ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同 (g) ハに該当した場合は、当該 8 日目の日の翌日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 5. (2) の a、b、d、f、g 又は h に定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の (a) から (f) までに定めるところによる。

(新設)

(a) 前条第 4 号 a の (a) の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第 4 号 a の (b) 場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 2 号に

該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第4号aの(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c))

該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c))

並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

- (1) (略)
- (2) (削る)

(2) (略)

(上場廃止申請銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定及び指定期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認めた場合は、上場廃止申請が行われた上場有価証券について、上場廃止するかどうかの審査を行っている期間、監理銘柄に指定することができる。この場合において監理銘柄(確認中)に指定する。
- (2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間(原則として1か月)、整理銘柄に指定することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号aの(i)及び第3条

並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

- (1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号aの(g)に定める前条第4号aの(g)口に該当した場合

当該開示を行った日の本所がその都度定める時

- (3) (略)

(上場廃止申請銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当て等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当て及び割当期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認めた場合は、上場廃止申請が行われた上場有価証券について、上場廃止するかどうかの審査を行っている期間、監理ポストへ割り当てる。
- (2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間(原則として1か月)、整理ポストへ割り当てる。

第3号aの(g)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第3条第1号aの(i)、第3条第3号aの(g)、第4条第1項第1号aの(d)及び第4条第1項第3号aの(g)の規定の適用については、これらの規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第27条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第27条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場廃止の基準に該当し<u>整理銘柄</u>に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までに於ける当該銘柄</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場廃止の基準に該当し<u>整理ポスト</u>に割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までに於ける当該銘柄</p> <p>3・4 (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄である</u>とき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄である</u>とき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>株券上場廃止基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄である</u>とき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>株券上場廃止基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄である</u>とき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各2部 この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、<u>開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」</u>に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて<u>四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書</u>を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（<u>継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。</u>）の当該四半期会計期間に係る<u>四半期報告書</u>の写しで足りるものとし、新規上場申請者が<u>継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書</u>の写しで足りるものとする。</p> <p>b～cの2 (略)</p> <p>d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a 最近1年間に終了する事業年度の<u>中間会計期間</u>に係る「上場申請のための<u>半期報告書</u>」 2部 この場合において、当該「上場申請のための半期報告書」は、<u>開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」</u>に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて<u>中間監査報告書及び中間監査概要書</u>を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（<u>継続開示会社に限る。</u>）の当該<u>中間会計期間</u>に係る<u>半期報告書</u>の写しで足りるものとし、新規上場申請者が<u>継続開示会社である場合には、当該中間会計期間に係る半期報告書</u>の写しで足りるものとする。</p> <p>b～cの2 (略)</p> <p>d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業</p>

年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

dの2～o（略）

(6)（略）

(削る)

年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

dの2～o（略）

(6)（略）

5. 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) 第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成するものとする。

(3) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時株主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(4) 上場有価証券の発行者の会社情報の適

時開示等に関する規則の取扱い 2. の 3 の規定は、第 2 号及び第 3 号の規定による四半期財務・業績の概況を記載した書類の提出について準用する。この場合において、当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表につき公認会計士等による意見表明のための報告書を添付するものとする。

5. 第 3 条（新規上場申請手続）第 7 項関係

- (1) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては中間監査を含む。以下同じ。）について、第 7 項に規定する「公認会計士」は 2 人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。
- (2) 第 7 項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであつて、既に法第 193 条の 2 第 1 項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。
- (3) 第 1 号の規定により本所が指定するのは、「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする
- a 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各

6. 第 3 条（新規上場申請手続）第 7 項関係

- (1) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る監査又は中間監査について、第 7 項に規定する「公認会計士」は 2 人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。
- (2) 第 7 項に規定する「監査報告書又は中間監査報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであつて、既に法第 193 条の 2 第 1 項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しで足りるものとする。
- (3) 第 1 号の規定により本所が指定するのは、次に掲げるものとする。
- a 「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載及び添付する次の財務諸表等
- (a) 最近 2 年間に終了する各事業年度

連結会計年度の財務諸表等（2.（2）dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

b 前aの規定にかかわらず、アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

(削る)

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー概要書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前6.（2）の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査

及び各連結会計年度の財務諸表等（2.（2）dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等であって、当該事業年度において作成していない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。）

(b) 前(a)の規定にかかわらず、アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等

b 第6項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

7. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」及び「中間監査概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」又は「中間監査概要書」は、前6.（2）の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。

又は四半期レビューに関する監査概要書、
中間監査概要書又は四半期レビュー概要書
の写しで足りるものとする。

7. (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2.(4)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

(2)・(3) (略)

11の3. 第6条の4(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.(5)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の2.(5)a、2.(5)d、9.(1)cの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

7. の 2 (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2.(4)aに規定する「上場申請のための半期報告書」

(2)・(3) (略)

11の3. 第6条の4(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.(5)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、<u>法第24条の4の7</u>及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）<u>又は法第172条の2第1項若しくは第2項</u>に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は<u>四半期レビュー報告書</u>において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」が記載されていない場合をいうものとする。</p> <p>e～g (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 単元株式数</u> 第8号の2に規定する本所が別に定める場</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は<u>中間監査報告書</u>において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」が記載されていない場合をいうものとする。</p> <p>e～g (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p>

合とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項の規定に従い同規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(9)～(11) (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1)～(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(9)～(11) (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1)～(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいうものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係 （1）・（2）（略）</p> <p>（3） 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この（3）において同じ。）を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1.（2）dの（d）のロ又は4. dの（c）のロの規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この（3）（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（<u>当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間</u>）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（<u>当該親会社等が四半期連結財務</u></p>	<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係 （1）・（2）（略）</p> <p>（3） 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この（3）において同じ。）を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1.（2）dの（d）のロ又は4. dの（c）のロの規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この（3）（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まったこと。</p>

諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まったこと。

(4) (略)

(削る)

(削る)

2. の2 第2条 (会社情報の開示) 第6項関係 第6項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)～(5) (略)

(4) (略)

2. の2 第2条 (会社情報の開示) 第3項関係 第3項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場会社の属する企業集団 (当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社) の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。

2. の3 第2条 (会社情報の開示) 第4項関係

(1) 第4項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書 (連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。) を記載することを要するものとする。

(2) 前(1)の四半期財務諸表は、原則として、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じて作成するものとする。

(3) (1)に掲げる四半期財務諸表については、公認会計士等による別添「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続を実施することを要するものとする。

2. の4 第2条 (会社情報の開示) 第8項関係 第8項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)～(5) (略)

2. の 3 第 4 条（開示内容の変更又は訂正）関係

第 1 項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第 2 条又は第 3 条第 2 項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5. 第 5 条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1) ～ (5) (略)

(6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から d までに掲げる場合の区分に応じ当該 a から d までに定めるところにより行うものとする。

a ～ c (略)

(削る)

(7) (略)

(削る)

2. の 5 第 4 条（開示内容の変更又は訂正）関係

第 1 項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第 2 条又は第 3 条第 2 項に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5. 第 5 条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1) ～ (5) (略)

(6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から d までに掲げる場合の区分に応じ当該 a から d までに定めるところにより行うものとする。

a ～ c (略)

d 第 2 条第 4 項に該当した場合

四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表につき公認会計士等による 2. の 3 (3) の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちにこの場合において、アンビシャスの上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(7) (略)

8. の 2 第 8 条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

(1) 第 8 条に規定する書面（同条かつこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第 8 条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認し

(削る)

た内容を記載するものとする。

別添 四半期財務諸表に対する意見表明に関する
基準

本所は、アンビシャスの上場会社（以下「会社」という。）が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、会社の監査人である公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）が実施するものとする。

2. 対象となる四半期財務諸表の範囲

意見表明等の対象となる四半期財務諸表は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社の場合は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書）とする。

3. 目的

監査人は、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4. 意見表明に要する手続

監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを

目的とした意見表明のための手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 会社の業務及び会社が属している業界の状況について質問
- (2) 会社の内部統制の整備状況及び直近決算日（中間決算日を含む。）後の重要な変化についての質問
- (3) 会社が採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無並びに新たな会計処理の原則及び手続の採用の有無に関する質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、四半期財務諸表の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問

5. 報告書の記載事項

監査人は、四半期財務諸表に対する意見表明のために報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象となった四半期財務諸表の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 報告書によって表明される意見が、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的な保証を与えるものである旨
- (5) 報告書が会社の四半期財務諸表に対し

て、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明のための手続の結果、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を示していないと認められる事項がなかったかどうかに関する意見（重要な意見表明に関する手続が実施されなかったこと等の理由により、当該有用な情報を表示していないと認められる事項がなかったかどうかについての判断を行うことができない場合にあっては、意見の表明を差し控える旨及びその理由）

(7) 会社と監査人との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

6. 経営者による確認書の入手

監査人は、対象とした四半期財務諸表について経営者による確認書を入手しなければならない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1.の3(3)c、11.d(b)及び2.の(3)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a 上場会社が、<u>内部管理体制確認書</u>、<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等</u>に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお<u>当該内部管理体制確認書</u>、<u>当該同意する旨の書面</u>又は<u>当該改善報告書</u>を当該提出期限までに提出しないとき。</p> <p> (a) <u>内部管理体制確認書</u>、<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等</u>に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。</p> <p> (b)・(c) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>d <u>第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、本所に同条第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、かつ、当該内部管理体制等</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。</p> <p> (a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。</p> <p> (b)・(c) (略)</p> <p>b・c (略) (新設)</p>

に引き続き問題があると本所が認めると
き。

e a 及び前 d のほか、本所が、第 3 条の 5
第 2 項の規定により内部管理体制確認書の
提出を求めたにもかかわらず、内部管理体
制の状況等が改善される見込みがないと認
める場合 (新設)

f a から前 e までのほか、上場会社が上場
契約について重大な違反を行ったと本所が
認める場合 (新設)

(12) ~ (15) (略)

(12) ~ (15) (略)

3. の 2 第 3 条の 5 (特設注意市場銘柄の指定
及び指定解除) 関係

(1) 第 3 条の 5 第 1 項の規定に基づく特設
注意市場銘柄の指定は、本所が第 2 条第 1
1 号、第 12 号又は第 19 号に該当するお
それがあると認めた事象の内容、経緯、原
因及びその情状その他の事情を総合的に勘
案して行う。 (新設)

(2) 第 3 条の 5 第 2 項に規定する「内部管
理体制確認書」とは、有価証券上場規程に
関する取扱要領 2.(2) の e に規定する「上
場申請のための有価証券報告書 (Ⅱの部)」
に準じた書面をいう。

(3) 第 3 条の 5 第 3 項に規定する内部管理
体制等に問題があるかどうかの認定は、次
の a から f までに掲げる事項その他の事情
を総合的に勘案して行う。

a 内部監査又は監査役による監査など、業
務執行に対する監査の体制の状況及び当該
監査の実施の状況

b 経営管理組織又は社内諸規則の整備など
の内部管理体制の状況

c 経営に重大な影響を与える事実等の会社
情報の管理状況及び当該会社情報に係る適
時開示体制の状況

d 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況

e 法令等の遵守状況

f 特設注意市場銘柄の指定後における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の遵守状況

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の4関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の4に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>の作成に関して上場債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>4. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の4関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の4に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書<u>又は</u>半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による<u>財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)</u>第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による<u>監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</p> <p>第13条 <u>受益証券特例第10条の2第3項</u>の規定により、受益証券の<u>監理銘柄及び整理銘柄</u>に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)</p> <p>第13条 <u>受益証券特例第16条</u>の規定により、受益証券の<u>監理ポスト及び整理ポスト</u>に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) <u>監理ポスト、整理ポスト</u></p> <p><u>監理ポスト及び整理ポストに関する規則第2条の規定は、受益証券の監理ポスト及</u></p>

(1) 監理銘柄、整理銘柄への指定

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(c)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) (略)

(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

び整理ポストについて準用する。

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(b) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかつ

(c)・(d) (略)

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時)までとする。

(a) (略)

(b) 前号aの(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(c) (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、第11条第2項に定める期間、(原則として1か月)とする。

付 則

たとき。

(c)・(d) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間

前号に規定する受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時)までとする。

(a) (略)

(b) 前号aの(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(b)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(c) (略)

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、第11条第2項に定める期間、(原則として1か月)とする。

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。